債務承認弁済契約書

　A（以下、甲という。）とB（以下、乙という。）は、甲が乙に2020年12月〇日に乙の顔面を殴打するなどして加療2週間の傷害を負わせた件（以下、「本件」という。）について、以下の通り合意する。

1.甲は乙に対し、本件慰謝料として金100万円の支払義務を負うことを認める。

2.甲は乙に対し、前項の慰謝料100万円を、2021年1月から同年4月にかけて毎月末日ごとに金25万円ずつ分割して、乙指定口座に振込む方法により支払う。

3.甲が前項の支払いを1回でも怠った場合は直ちに期限の利益を喪失し、甲は乙に対し金100万円から既払金を控除した残額、及びこれに対する支払いを怠った日の翌日から支払い済みに至るまで年3％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

4.甲と乙は、本契約書締結後速やかに、本契約と同一約定による強制執行認諾条項付きの公正証書を作成するものとする。なお、公正証書作成に要する費用は甲の負担とする。

5.甲と乙は、本件については本合意書に定めるほか、何らの債権債務を負わないことを相互に確認する。

本合意が成立した証として、本書を2通作成し、甲・乙各1通保管する。

2021年1月10日

甲　　　A　　　㊞

乙　　　B　　　㊞